

別表

(1) 法第14条の3第1号及び法第15条の2の7第3号

法の条項	違反内容	処分の内容	罰則
第12条第1項	事業者の産業廃棄物処理基準違反	停止30日	—
第12条第2項	産業廃棄物保管基準違反	停止30日	—
第12条第3項	事業者の産業廃棄物事業場外保管届出義務違反	停止30日	第29条
第12条第4項	事業者の産業廃棄物事業場外保管届出義務（災害）違反	停止10日	第33条
第12条第8項	産業廃棄物処理施設設置事業者の産業廃棄物処理責任者設置義務違反	停止30日	第30条
第12条第9項	多量排出事業者の産業廃棄物処理計画提出義務違反、虚偽記載	停止10日	第33条
第12条第10項	多量排出事業者の産業廃棄物処理計画実施状況報告義務違反、虚偽記載	停止10日	第33条
第12条第13項（第7条第15項及び第16項準用）	産業廃棄物を生ずる事業者の帳簿備付け義務違反、記載義務違反、虚偽記載、保存義務違反	停止30日	第30条
第12条の2第1項	事業者の特別管理産業廃棄物処理基準違反	停止30日	—
第12条の2第2項	事業者の特別管理産業廃棄物保管基準違反	停止30日	—
第12条の2第3項	事業者の特別管理産業廃棄物事業場外保管届出義務違反	停止30日	第29条
第12条の2第4項	事業者の特別管理産業廃棄物事業場外保管届出義務（災害）違反	停止10日	第33条
第12条の2第8項	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場設置事業者の特別管理産業廃棄物処理責任者設置義務違反	停止30日	第30条
第12条の2第10項	多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画提出義務違反、虚偽記載	停止10日	第33条

法の条項	違反内容	処分の内容	罰則
第 12 条の 2 第 11 項	多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告義務違反、虚偽記載	停止 10 日	第 33 条
第 12 条の 2 第 14 項 (第 7 条第 15 項及び第 16 項準用)	特別管理産業廃棄物を生ずる事業者の帳簿備付け義務違反、記載義務違反、虚偽記載、保存義務違反	停止 30 日	第 30 条
第 12 条の 3	産業廃棄物管理票交付義務違反、記載義務違反、虚偽記載、回付義務違反、産業廃棄物管理票の写し送付義務違反、記載義務違反、虚偽記載、保存義務違反	停止 30 日	第 27 条の 2
第 12 条の 4 第 1 項	虚偽産業廃棄物管理票交付	停止 90 日	第 27 条の 2
第 12 条の 4 第 2 項	産業廃棄物管理票不交付による産業廃棄物引受禁止違反	停止 30 日	第 27 条の 2
第 12 条の 4 第 3 項	虚偽産業廃棄物管理票の写し送付、虚偽報告	停止 30 日	第 27 条の 2
第 12 条の 4 第 4 項	処分受託者の虚偽産業廃棄物管理票の写し送付、虚偽報告	停止 30 日	第 27 条の 2
第 12 条の 5	電子産業廃棄物管理票の虚偽登録、報告義務違反、虚偽報告	停止 30 日	第 27 条の 2
第 12 条の 6 第 3 項	産業廃棄物管理票に係る勧告の措置命令違反	停止 90 日	第 27 条の 2
第 14 条第 12 項	産業廃棄物処理業者の産業廃棄物処理基準違反	停止 30 日	—
第 14 条第 13 項	産業廃棄物処理業者の産業廃棄物処理困難通知義務違反、虚偽通知	停止 30 日	第 29 条
第 14 条第 14 項	産業廃棄物処理業者の産業廃棄物処理困難通知の写し保存義務違反	停止 30 日	第 29 条
第 14 条第 17 項 (第 7 条第 15 項及び第 16 項準用)	産業廃棄物処理業者の帳簿備付け義務違反、記載義務違反、虚偽記載、保存義務違反	停止 30 日	第 30 条

法の条項	違反内容	処分の内容	罰則
第 14 条の 2 第 3 項 (第 7 条の 2 第 3 項 準用)	産業廃棄物処理業者の廃止・変更届出義務違反、虚偽届出	停止 30 日	第 30 条
第 14 条の 2 第 4 項	産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止したものであって当該事業に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を終了していないものの産業廃棄物処理困難通知義務違反、虚偽通知	停止 30 日	第 29 条
第 14 条の 2 第 5 項	産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止したものであって当該事業に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を終了していないものの産業廃棄物処理困難通知の写し保存義務違反	停止 30 日	第 29 条
第 14 条の 4 第 12 項	特別管理産業廃棄物処理業者の特別管理産業廃棄物処理基準違反	停止 30 日	—
第 14 条の 4 第 13 項	特別管理産業廃棄物処理業者の特別管理産業廃棄物処理困難通知義務違反、虚偽通知	停止 30 日	第 29 条
第 14 条の 4 第 14 項	特別管理産業廃棄物処理業者の特別管理産業廃棄物処理困難通知の写し保存義務違反	停止 30 日	第 29 条
第 14 条の 4 第 17 項	特別管理産業廃棄物処理業者の特別管理一般廃棄物処理基準違反	停止 30 日	—
第 14 条の 4 第 18 項 (第 7 条第 15 項及び 第 16 項準用)	特別管理産業廃棄物処理業者の帳簿備付け義務違反、記載義務違反、虚偽記載、保存義務違反	停止 30 日	第 30 条
第 14 条の 5 第 3 項 (第 7 条の 2 第 3 項 準用)	特別管理産業廃棄物処理業者の廃止・変更届出義務違反、虚偽届出	停止 30 日	第 30 条
第 14 条の 5 第 4 項	特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止したものであって当該事業に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を終了していないものの特別管理産業廃棄物処理困難通知義務違反、虚偽通知	停止 30 日	第 29 条

法の条項	違反内容	処分の内容	罰則
第 14 条の 2 第 5 項	特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止したものであって当該事業に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を終了していないものの特別管理産業廃棄物処理困難通知の写し保存義務違反	停止 30 日	第 29 条
第 15 条の 2 第 5 項	産業廃棄物処理施設設置許可の使用前検査受験義務違反	停止 60 日	第 29 条
第 15 条の 2 の 2 第 1 項	産業廃棄物処理施設定期検査拒否・妨害・忌避	停止 30 日	第 30 条
第 15 条の 2 の 3 第 1 項	産業廃棄物処理施設維持管理基準違反	停止 30 日	—
第 15 条の 2 の 3 第 2 項	産業廃棄物処理施設維持管理計画及び維持管理情報公表義務違反	停止 10 日	—
第 15 条の 2 の 4 (第 8 条の 4 準用)	産業廃棄物処理施設維持管理事項記録義務違反、虚偽記録、備置き義務違反	停止 30 日	第 30 条
第 15 条の 2 の 6 第 2 項 (第 15 条の 2 第 5 項準用)	産業廃棄物処理施設変更許可の使用前検査受験義務違反	停止 60 日	第 29 条
第 15 条の 2 の 6 第 3 項 (第 9 条第 3 項及び第 4 項準用)	産業廃棄物処理施設軽微変更等届出義務違反、最終処分場埋立処分終了届出義務違反	停止 30 日	第 30 条
第 15 条の 4 (第 9 条の 4 準用)	周辺地域への配慮欠落	停止 10 日	—
第 15 条の 4 (第 9 条の 6 準用)	法人合併又は分割による無認可産業廃棄物処理施設地位継承	停止 10 日	—
第 15 条の 4 (第 9 条の 7 第 2 項準用)	産業廃棄物処理施設相続等届出義務違反、虚偽届出	停止 30 日	第 30 条
第 15 条の 4 の 7 第 2 項 (第 12 条の 3 第 1 項準用)	国外廃棄物輸入者の産業廃棄物管理票の交付義務違反、記載義務違反、虚偽記載	停止 30 日	第 27 条の 2

法の条項	違反内容	処分の内容	罰則
第 15 条の 4 の 7 第 2 項 (第 12 条の 5 第 1 項準用)	国外廃棄物輸入者の電子産業廃棄物管理票の虚偽登録	停止 30 日	第 27 条の 2
第 15 条の 19 第 1 項	土地形質変更届出義務違反、虚偽届出	停止 30 日	第 29 条
第 15 条の 19 第 2 項	既に土地形質変更着手している者の土地形質変更届出義務違反、虚偽届出	停止 10 日	第 33 条
第 15 条の 19 第 3 項	非常災害の応急措置で土地形質変更した者の土地形質変更届出義務違反、虚偽届出	停止 10 日	第 33 条
第 15 条の 19 第 4 項	土地形質変更の計画変更命令違反	停止 90 日	第 28 条
第 18 条第 1 項	報告拒否、虚偽報告	停止 30 日	第 30 条
第 19 条第 1 項	立入検査拒否、妨害、忌避	停止 30 日	第 30 条
第 19 条の 11 第 1 項	土地形質変更の措置命令違反	停止 90 日	第 28 条
第 20 条の 2 第 3 項	登録廃棄物再生事業者名称の無登録使用	停止 10 日	第 34 条
第 21 条	技術管理者設置義務違反	停止 30 日	第 30 条
第 21 条の 2 第 1 項	事故時の措置届出義務違反	停止 30 日	—
第 21 条の 2 第 2 項	事故時応急措置命令違反	応急に必要 な期間の停 止	第 29 条

(2) 法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 5 号及び法第 15 条の 3 第 1 項第 2 号

法の条項	違反内容	処分の内容	罰則
第 12 条第 5 項	産業廃棄物無許可業者等委託違反	許可取消し	第 25 条
第 12 条第 6 項	産業廃棄物委託基準違反	許可取消し	第 26 条

法の条項	違反内容	処分の内容	罰則
第 12 条の 2 第 5 項	特別管理産業廃棄物無許可業者等委託違反	許可取消し	第 25 条
第 12 条の 2 第 6 項	特別管理産業廃棄物委託基準違反	許可取消し	第 26 条
第 14 条第 1 項	産業廃棄物収集運搬業無許可営業	許可取消し	第 25 条
第 14 条第 6 項	産業廃棄物処分業無許可営業	許可取消し	第 25 条
第 14 条第 15 項	産業廃棄物処理受託禁止違反	許可取消し	第 25 条
第 14 条第 16 項	産業廃棄物再委託禁止違反	許可取消し	第 26 条
第 14 条の 2 第 1 項	産業廃棄物処理業無許可変更	許可取消し	第 25 条
第 14 条の 3	産業廃棄物処理業者の事業停止命令違反	許可取消し	第 25 条
第 14 条の 3 の 3	産業廃棄物処理業者の名義貸しの禁止違反	許可取消し	第 25 条
第 14 条の 4 第 1 項	特別管理産業廃棄物収集運搬業無許可営業	許可取消し	第 25 条
第 14 条の 4 第 6 項	特別管理産業廃棄物処分業無許可営業	許可取消し	第 25 条
第 14 条の 4 第 15 項	特別管理産業廃棄物処理受託禁止違反	許可取消し	第 25 条
第 14 条の 4 第 16 項	特別管理産業廃棄物再委託禁止違反	許可取消し	第 26 条
第 14 条の 5 第 1 項	特別管理産業廃棄物処理業無許可変更	許可取消し	第 25 条
第 14 条の 6 (第 14 条の 3 準用)	特別管理産業廃棄物処理業者の事業停止命令違反	許可取消し	第 25 条
第 14 条の 7	特別管理産業廃棄物処理業者の名義貸しの禁止違反	許可取消し	第 25 条
第 15 条第 1 項	産業廃棄物処理施設無許可設置	許可取消し	第 25 条
第 15 条の 2 の 6 第 1 項	産業廃棄物処理施設無許可変更	許可取消し	第 25 条

法の条項	違反内容	処分の内容	罰則
第 15 条の 2 の 7	産業廃棄物処理施設改善命令違反、使用停止命令違反	許可取消し	第 26 条
第 15 条の 4 (第 9 条の 5 準用)	産業廃棄物処理施設無許可譲受け、無許可借受け	許可取消し	第 26 条
第 15 条の 4 の 5 第 1 項	廃棄物の無許可輸入	許可取消し	第 26 条
第 15 条の 4 の 5 第 4 項	廃棄物の輸入許可条件違反	許可取消し	第 26 条
第 15 条の 4 の 7 第 1 項 (第 10 条第 1 項準用)	産業廃棄物無確認輸出、産業廃棄物無確認輸出未遂	許可取消し	第 25 条
第 16 条	廃棄物の投棄禁止違反、廃棄物の投棄禁止違反未遂	許可取消し	第 25 条
第 16 条	廃棄物の投棄禁止違反目的の廃棄物の収集運搬	許可取消し	第 26 条
第 16 条の 2	廃棄物の焼却禁止違反、廃棄物の焼却禁止違反未遂	許可取消し	第 25 条
第 16 条の 2	廃棄物の焼却禁止違反目的の廃棄物の収集運搬	許可取消し	第 26 条
第 16 条の 3	指定有害廃棄物の処理禁止違反	許可取消し	第 25 条
第 19 条の 3	改善命令違反	許可取消し	第 26 条
第 19 条の 4 第 1 項、 第 19 条の 5 第 1 項、 第 19 条の 6 第 1 項、 第 19 条の 10 第 1 項、 第 19 条の 10 第 2 項	措置命令違反	許可取消し	第 25 条

(3) 法第14条の3の2第1項第6号及び法第15条の3第1項第3号

法の条項	違反内容	処分の内容	罰則
第14条の3の2第1項第6号	不正手段による産業廃棄物処理業営業許可取得（許可の更新を含む。）、産業廃棄物処理業事業範囲変更許可取得	許可取消し	第25条
第14条の6（第14条の3の2第1項第6号準用）	不正手段による特別管理産業廃棄物処理業営業許可取得（許可の更新を含む。）、特別管理産業廃棄物処理業事業範囲変更許可取得	許可取消し	第25条
第15条の3第1項第3号	不正手段による産業廃棄物処理施設設置許可取得、産業廃棄物処理施設変更許可取得	許可取消し	第25条

(4) 法第14条の3第2号、法第14条の3の2第2項、法第15条の2の7第1号、第2号及び法第15条の3第2項

法の条項	違反内容	処分の内容	罰則
第14条の3第2号及び法第14条の3の2第2項	事業の用に供する施設又はその者の能力が基準に適合しなくなったとき。	改善に必要な期間の停止又は許可取消し（改善が不可能な場合）	—
第14条の6（第14条の3第2号及び第14条の3の2第2項準用）	事業の用に供する施設又はその者の能力が基準に適合しなくなったとき。	改善に必要な期間の停止又は許可取消し（改善が不可能な場合）	—
第15条の2の7第1号、第2号及び第15条の3第2項	産業廃棄物処理施設構造又は維持管理基準等不適合（施設）	改善に必要な期間の停止又は許可取消し（改善が不可能な場合）	—

法の条項	違反内容	処分の内容	罰則
第 15 条の 3 第 2 項	特定産業廃棄物最終処分場の維持管理積立金の積立て未実施	改善に必要な期間の停止又は許可取消し（改善が不可能な場合）	—

(5) 法第 14 条の 3 第 3 号及び法第 15 条の 2 の 7 第 4 号

法の条項	違反内容	処分の内容	罰則
第 14 条の 3 第 3 号	産業廃棄物処理業許可条件違反	停止 30 日	—
第 14 条の 6（第 14 条の 3 第 3 号準用）	特別管理産業廃棄物処理業許可条件違反	停止 30 日	—
第 15 条の 2 の 7 第 4 号	産業廃棄物処理施設許可条件違反	停止 30 日	—